

概し次の如きスローガンの下に大衆的闘争を展開すること。

スローガン

- 一、解雇賃下、工場閉鎖絶対反対！
- 一、國家並に資本家全額負擔の失業保険制度を即時實施せよ！
- 一、失業者の家賃は國庫で負擔しろ！
- 一、失業者の借金モラトリアムを實施しろ！
- 一、七時間労働制を實施し失業者を就職せしめろ！
- 一、失業者に公営宿泊所を開放しろ！
- 一、職業紹介機關に労働團體代表を参加せしめろ！
- 一、軍費を縮少して失業者を救へ！
- 一、産業合理化絶対反対！
- 一、帝國主義戦争絶対反対！
- 一、資本家、地主の政府を倒せ！

第七編案 主要労働立法對策の件

中央執行委員會

主 文

一、本大會は左の如く自主的労働組合法案、失業保険法案、健康保險法改正案の要綱を決定し、支持労働組合と協力し、之が

労働組合を全權的に保障す。

(一)自主的労働組合法案要綱

- (1)労働組合の目的を制限せず、殊に政治行動の自由を確保すること。
- (2)労働組合加入者の範圍を制限せざること。
- (3)労働組合の組織に付ては産業別、職業別、金列等特定の組織形態を強要することなく、且組合の聯合體をも認むること。
- (4)労働組合の設立に關しては認可主義を排し届出のみを以て足ることとする。
- (5)労働組合が法人となるときは其自由とする。
- (6)罷業權を確立すること。

- (イ)同盟商業に關し罷業權の行使を直接に妨害する刑事法規の適用を除外すること。
- (ロ)労働争議によりて生じたる損害に付ては労働組合、労働組合の役員並に組合員は一切賠償の責に任ぜざること。
- (7)團體交渉權、團體協約權を確立すること。
- (8)雇主をして労働組合の組合員なるが故解雇せしめず、組合加入又は脱退を雇傭條件となさしめず、之に對する違反者を嚴罰すること。
- (9)労働組合に對して諸税を賦課せざること。
- (10)労働組合に對する官片の監督に名を藉るあらゆる干渉壓迫の規定を排すること。例へば官廳に對する組合の業務並に財産の相互義務、官廳による組合大會の決議取消、組合規約變更、組合解散命令を組合法に設けざること。

二、失業保險法要綱

- (一)失業保險は強制保險たるべきこと。